

建設経済分科会 会議記録

- | | | | |
|---|---|---|---------------------|
| 1 | 期 | 日 | 令和 2 年 5 月 29 日 (金) |
| | | | 午後 1 時 24 分 開会 |
| | | | 午後 2 時 25 分 閉会 |
| 2 | 場 | 所 | 第 3 委員会室 |
| 3 | 出 | 席 | 委 員 長 浅田 徹 |
| | | | 副委員長 芦田 竹彦 |
| | | | 委 員 青山 憲司、上田 倫久、 |
| | | | 椿野 仁司、土生田仁志、 |
| | | | 松井 正志、村岡 峰男 |
| 4 | 欠 | 席 | 委 員 なし |
| 5 | 説 | 明 | 員 (別紙のとおり) |
| 6 | 傍 | 聴 | 議 員 なし |
| 7 | 事 | 務 | 局 職 員 主幹兼総務係長 小林 昌弘 |
| 8 | 会 | 議 | に付した事件 (別紙のとおり) |

建設経済分科会長 浅 田 徹

建設経済分科会 次第

日時：2020 年 5 月 29 日(金) 本会議休憩中
場所：第 3 委員会室

1 開 会

2 分科会長あいさつ

3 協議事項

(1) 分担案件の審査について

ア 分科会審査

(ア) 第 90 号議案 令和 2 年度豊岡市一般会計補正予算（第 6 号）

(2) 意見・要望のまとめについて

ア 分科会意見・要望のまとめ

4 その他

5 閉 会

建設経済分科会名簿(5/29)

＝5/29建設経済分科会出席不要

2020年4月1日現在

【委 員】

職 名	氏 名
分科会長	浅 田 徹
副分科会長	芦 田 竹 彦
委 員	青 山 憲 司
委 員	上 田 倫 久
委 員	椿 野 仁 司
委 員	土生田 仁 志
委 員	松 井 正 志
委 員	村 岡 峰 男

8名

【当 局】

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
環境経済部長	坂本 成彦	環境経済課長	午菴 晴喜		
環境経済部参事	小林 辰美	大交流課長	谷口 雄彦	大交流課参事	藤原 孝行
コウノトリ共生部長	川端 啓介	農林水産課長	柳沢 和男	コウノトリ共生課長	宮下 泰尚
		農林水産課参事	井垣 敬司	地籍調査課長	西谷 英
都市整備部長	澤田 秀夫	建設課長	富森 靖彦	建築住宅課長	山本 正明
都市整備部参事	河本 行正	都市整備課長	石田 敦史	都市整備課参事	北村 省二
城崎振興局長	熊毛 好弘	地域振興課参事	橋本 郁夫	城崎温泉課長	植田 教夫
竹野振興局長	瀧下 貴也	地域振興課長	榎本 啓一		
日高振興局長	小谷 士郎	地域振興課参事	吉田 政明		
出石振興局長	村上 忠夫	地域振興課参事	川崎 隆		
但東振興局長	羽尻 泰広	地域振興課参事	小川 一昭		
上下水道部長	米田 眞一	水道課長	谷垣 康広	水道課参事	和田 哲也
		下水道課長	石津 隆	下水道課参事	堀田 政司
農業委員会事務局		農業委員会事務局長	丸谷 祐二		

6名

【議会事務局】

職 名	氏 名
主幹兼総務係長	小林 昌弘

1名

計 15名

午後 1 時 2 4 分開会

○分科会長（浅田 徹） 皆さん、こんにちは。

それでは、ただいまから建設経済の分科会を開催したいと思います。

今日、提案、審議、表決ということで、既にこの後のスケジュールとなっております説明等も受けてというふうなことで、すぐに審査に入っていくという段階、限られた時間の中で、集中した審議よろしく願いしまして、挨拶に代えます。

それでは、早速ですけども、協議事項、分担案件の審査に入りたいと思います。

それでは、ご承知のとおり、本日の分科会につきましては、本会議また予算委員会を休憩しての開催でございます。委員また当局の皆さん、質疑、答弁に当たりましては、くれぐれも要点を押さえられまして簡潔明瞭に行っていただいて、スムーズな進行にご協力よろしく願いしたいと思います。

ご承知のとおり、さきの委員会で 1 4 時 3 0 分をめどにというふうなことがありましたので、本当に時間がないということですけども、このタイムスケジュールも少し頭に入れていただきながら、よろしく願いしたいと思います。

それでは、第 9 0 号議案、令和 2 年度豊岡市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

先ほど言いましたように、この説明につきましては、委員会で説明がありましたので、省略したいと思いますので、ご了承よろしく願いしたいと思います。

それでは、早速質疑に入りたいと思います。質疑についてございましたら、委員の皆さん、よろしくお願いしたいと思います。

椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 幾つか、また後で思い出しながらやるわ。

STAY 豊岡と今の EAT 豊岡、EAT 豊岡の場合は別にやるかなと思ったんですけど。ここに内容で、補助対象者とその補助率等々書いてあるんだけど、チェックは具体的にどういうふうにしてするのか。お客さんの申込みから始まって、旅館が当

日チェックする、市民であるかどうかということ、でチェックのやり方。それから、7 月からは市民同士のグループを拡大というようなことが書いてあるので、この辺はチェック方法、要するに該当しなかった場合に、じゃあ、どうするのっていうところ。簡単に言うと、例えば僕がうちを、椿野旅館を利用しようとした場合に、城崎で、豊岡市民で。家族で行きたいといったときに、個人の名前しか言わないんだよ、電話番号と。そのときに市民ですか、というようなことを、全員市民ですか、ということを開くのか聞かないのか。名前まで全部が分からない。例えば 1 0 人で行きますと、2 家族でといったときの、A という家族と B という家族は、B という家族が、いわゆるここに書いてある、近親者って書いてあると、神戸の娘家族とか息子家族が今度来るんで一緒に行こうっていうことになった場合はどうなのかな。そこまで旅館が確認しなければいけないのか、それがちょっと、その流れが分からない。万が一、それで受けちゃった場合に、割り引いちゃった場合に、それが、お金がもらえるんかもらえないかってところに非常に微妙な問題なんで、具体的にちょっと出しちゃったんだけど、よくまだ見てなくて申し訳ないんだけど、ちょっとそれが、まず教えてほしいなということと、それから、イの飲食に関わる追加料金については、EAT 豊岡の利用も可能って書いてあるので、飲食に関わる追加料金っていうと、例えば飲み代、それから追加料理等にも言えるってことですね。夕食は EAT 豊岡にして、1 泊朝食でやる人たちってままだと思うんだよ。それ、俺は、そんな離れ業をする必要はないと僕は思うので、だから、どうなのかなと思って見ておるんだけど、そういうことですか。委員長、取りあえず 2 つ。

○分科会長（浅田 徹） それでは、谷口課長。

○大交流課長（谷口 雄彦） 今、具体的な手続については詰めておまして、ただ、基本的には個人に対する補助ですので、補助を受けられる個人個人が補助申請していただく必要があるというふうに思っております。それはチェックインのときに補助申

請書、交付申請書ですか、補助金の交付申請書を人ごとに書いていただくような手続が必要ですし、あわせて、交付決定後の支払いの通知についてもしていく必要があるということを考えていて、基本的には代表者を含めて、豊岡市民であるというようなことを免許証なりで確認していただく必要があるというふうに考えています。ただ、今、細かいオペレーションについては今詰めております。

E A T 豊岡につきましては、ご指摘のとおり、S T A Y 豊岡の対象が、いわゆる椿野旅館におられた基本プランが対象になりますので、基本プラン以外についてはE A T 豊岡の対象になります。お料理の追加であるとか、それから飲食、飲物の追加についてはE A T 豊岡を使っていただくような形になるというふうに考えています。S T A Y 豊岡が基本的な宿泊プランの2分の1です。それプラス、追加のオプションであったり飲物については、E A T 豊岡を使っていただくということです。

○委員（椿野 仁司） 券を使うということですね。

○大交流課長（谷口 雄彦） はい。

近親者というのも、まず、籍を入れられてないけれども、常に同居しとられるような方もいらっしゃるだろうという想定であったものですから、それから、住民票をどこまで追っかけていく、住民票と実態がどうなのかっていうところまで言い出すと、なかなか厳しいところだと思うんですけども、基本的には市内に住まれている、住民票置かれているっていう方を対象にしたいというふうに考えています。

○分科会長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） 来られて、それぞれの名前を、名簿出されます、家族のね。そうすると、子供さんの名前から皆書くわけですね。だから、当然、市民であれば市民であると分かる。今さっき言ったBっていう家族は、娘の家族が神戸から来たっていうので一緒に来た。これは対象外。ということは、予約の段階ではっきりしとかなんといけないのは、そういうことではないということを言っておかないと、いや、そのつもりで来たのって言われたときに、旅館が、施設が基本的にすごくトラブルの元に

なるので、この辺はどうなのかなっていうことです。

○分科会長（浅田 徹） 谷口課長。

○大交流課長（谷口 雄彦） いろんな手続が必要になってきますし、基本的には印鑑を押していただいたりする必要が出てくるので、予約は直接していただくんですけども、行かれるまでにどういったことが必要になるかということは事前にホームページなり、それから、必要であれば行政無線なんかで事前にお知らせする必要があるというふうに考えています。

○分科会長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） そういうふうにやっていただいて、ただ、使いづらいついてというのが一番嫌なので、分かりやすく、できるだけ簡略で、そして、予約がしやすいようにしないと、がちがちでやると、何だったんだということで、逆に利用が、そんなんだとやめておこうやってなっちゃうのが一番嫌だと思うんです。その辺はうまく対応してやっていただきたいというふうに思います。

それから、さっきもちょっと予算決算委員会で冒頭述べたように、城崎だけではなくて、神鍋もそうですけど、基本的に営業を再開するっていうものの、はっきり言うと、少しずつ街の光をつけていこうや、灯をともしていこうやというふうなことで、6月から始める旅館、施設が多いと思います。すると、飲食店も同じように灯がついていくだろうということで、スナックなんかも6月からは営業するっていうふうに言ってますから、ちょっとずつちよつとずつ灯がついてくるのかなと思うので、期待はするものの、はっきり言うと、結果は、まだ実績が6月にはそんなにあらわれてこないのではないのかな。それから、先ほどもちょっと小林部参事にも言ったけど、6月、7月の閑散期については、基本的にはバスツアーだとか、それからインバウンドのお客さんがメインなので、メインというか、そういうお客さんもやってる旅館が、そういうのが結構多いんで、だから、今の本当に、今となってはなかなか予約状況は悪いっていうのは、これはもう致し方がないので、ぜひとも、今のこのS T A Y 豊岡、E A T 豊岡

については、ぜひともたくさんの人が利用してもらうようにお願いをしたいというふうに思います。

それから、もう一ついいですか、委員長。2つ続けていいですか。

○分科会長（浅田 徹） 別に、はい、やってください。簡潔に。

○委員（椿野 仁司） 簡潔につて、簡潔に言ってるつもりなんだけどな。これ以上簡潔につて言われるともう言えねえ。

さっきの公募の仕方なんだけど、今日、ちょうどガイドライン、城崎で発表してるじゃないですか。旅館だけじゃなくて、物産店、それから飲食店も、市のいろいろとご指導いただきながら、今やってますよね。これで、市のほうも出してるガイドラインについては、感染予防については、一応、それをよく理解していただいた上で整備をしてほしいっていうんだけど、これ、よその委員会でやってるんだけど、生活環境課なんか見ると、5万円の補助金が出るんだけど、宿泊、飲食業で。でも、これって機器だとか、今のアルコールにしてもそうだけど、なかなか手に入りにくい状況だと思うんだよね。だから、6月、用意ドンで今スタートされても、基本的にはそこまで整備されていかないっていうことがガイドラインに、全てそれ網羅することが不可能だというふうに私思うんだけど、それについてはどうなんですか。

○分科会長（浅田 徹） 谷口課長。

○大交流課長（谷口 雄彦） 今つくられてるガイドラインっていうのは、まず、町全体で営業自粛しようということで閉められました。自らそういった決断をされて、今度開けるときに、自らが地域丸ごとのガイドラインつくりましょうということで、町を少しずつ開けられるというふうに理解をされていて、ただ、ガイドラインを施設ごとに事細かくすごく丁寧につくっておられるんですけども、各施設がどこまでやるかっていうのはこれからだと思うんです。ある施設は全部やりましょうってところもありますし、ある施設、できるところからやりましょうってところもあると思うので、今のガイドラインを全

て施設に守っていただきたい、すぐやってほしいっていうのは、多分物理的には無理でしょうし、それは段階的にやっていくものだと思います。将来的には認証制度的なものを考えていまして、もしここまでできると例えば星1つ、ここまでできると星2つ、ここまでできると星3つみたいな、全体としてガイドラインを共有しつつ、各施設がどこまでやってるかということをイメージできるような仕組みができればいいなというふうに考えています。

○分科会長（浅田 徹） 椿野委員。

○委員（椿野 仁司） そのような認証制というのは、それはいいと思います。消防でいうと、マル適マークみたいなもの。だけど、これで城崎の施設が、それから神鍋の施設が、市内のそういった宿泊施設や飲食店の施設、そういったサービス業を営むような施設がそういったガイドラインで乗っかっていって、より衛生的に、より感染防止のために努めるといことは大変いいきっかけだと思いますので、ぜひともそれは、ある意味では規則正しく、でも、あんまり厳しくやり過ぎるとちょっとあつぷあつぷになっちゃうので、その辺はうまくやってやってもらいたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

取りあえず、はい、もういいです。

○分科会長（浅田 徹） 今の関連でありましたら、ちょっとこれで、特にホテル関係と今の飲食関係でお願いいただければ。

上田委員。

○委員（上田 倫久） 防災と関係もあると思うんですけども、危機管理、危機リスクについて、やっぱりコロナに対してどう感染予防を張るか、それがある程度できてなかったら、ホテルのほうにとかそういうところにはなかなか行かせにくいですよ、今の言われてるように。今、これ、STAY豊岡いうのところでも、13ページですけども、事業概要の内容のア、イ、ウのところですか、事業対象施設、新型コロナウイルス感染症の拡大予防対策を講じている施設っていうようなこと書かれておるので、今、椿野さんも言われたんですけど、ガイドラインはつ

くってくると。今、つくってくる計画が6月からですか。兵庫県のほうは5月末でつくっていくというようなことをしておりますので、それのっっていかんなあかんと思うんですけども、だから、それをやっていくというのは、すぐもう6月、すぐにもされると、期間ですね、それをちょっとお聞きしたいというのと、もう一つは、先ほどのSTAY豊岡のところですけども、同じことなるかも分かりませんが、1人上限1万円、これはほんまに市民であるということが前提なんですよね。市民の中でも、今言われてるように、何歳から何歳とか、そういうことは関係ないんですか。そのことちょっと、2点。

○分科会長（浅田 徹） 2点。

どうぞ、谷口課長。

○大交流課長（谷口 雄彦） ガイドラインにつきましては、まさに今日、城崎温泉の観光協会と旅館組合が自分たちでつくりましたというプレス発表されていて、地域としては今日、策定が終わってるというふうに考えています。ただ、ここにありまふとおり、専門家の知見が少し抜けているというふうなことがありますので、そこは市が支援をしながら、観光政策の専門家であつたり、感染症対策の専門家にもう一度監修いただいて、必要であればちょっと修正をかけていくつていうふうなことを6月の初めから7月にかけてやりたいというふうに思つてございます。

それが城崎温泉がつくられているガイドラインのスケジュールで、城崎がつくられたガイドラインを基に、豊岡市全域を対象としたふうなものも併せてつくつていきたいと思つていまふて、それ、7月中旬ぐらいにはというふうに考えているのが主なスケジュールでございまふ。

それから、STAY豊岡の市民なんですけども、これ基本的に各旅館で料金の設定をされます。大人は幾ら、子供は幾ら、何歳以下はただみたいふ。それに合わせて、お支払いに対して補助するものなので、こちら側で何歳以上、何歳未満つていう設定ありません。旅館の料金に合わせて、払われた額に対する補助ということになりますので、補助対象の

年齢をこのSTAY豊岡で補助要綱で定めてるものでありません。

○分科会長（浅田 徹） 上田委員。

○委員（上田 倫久） 分かりました。

今の申請する場合には、一応、名簿に上げるわけで、それは、だから照合されるということになるんですね。

○分科会長（浅田 徹） 谷口課長。

○大交流課長（谷口 雄彦） 基本的にはチェックインのときに交付申請書、書いていただいて、その方が市民であるかどうかつていうチェックを行つていただこうと思つております。

○委員（上田 倫久） 分かりました。以上です。

○分科会長（浅田 徹） ほかに、この関連で。村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 今の関係で、チェックするんですけども、補助金と交付要綱をつくると。これはもう要綱はできたんですか。

○分科会長（浅田 徹） 課長。

○大交流課長（谷口 雄彦） 今、策定中でございます。策定して、決裁の手段中でございます。

○分科会長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） その要綱はつくられたら、次回には出してくんなる。

○分科会長（浅田 徹） 課長。

○大交流課長（谷口 雄彦） 当然、告示もしますし、お見せさせていただきます。

○委員（村岡 峰男） はい、分かつた。

○分科会長（浅田 徹） この件は、どうでしょう、この辺でとどめてよろしいでしょうか。ほか、以外のことです。

○委員（村岡 峰男） この件というのはSTAY豊岡の。

○分科会長（浅田 徹） STAY、はい、今、あれでしたね、STAYとEAT豊岡、この2つですね。

○委員（村岡 峰男） それ以外に。

○分科会長（浅田 徹） はい、出尽くしたかなと思つますので。

それ以外で。はい。

○委員（村岡 峰男） 公共交通の関係、旧要綱は運転手さん1人に20万円と。その運転手さんというのはどういうふうなこと、常用の運転手さんか、観光バスなんかで団体があったときに運転してきてもらうと、いわゆる登録されてる運転手、どちらですか。

○分科会長（浅田 徹） 石田課長。

○都市整備課長（石田 敦史） それぞれの事業所で登録されておられる運転士、ですから、控えられとるとか、今日は運転される方問わず、その事業所に登録されてる運転手というふうに理解してください。

○分科会長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） それだったらそれでいいと思うんですが、バス会社なんかにしてみたら、バスが5台あると。だけでも、運転手さんは大体三、四人だと。5台動くときにいうのは月に1遍か2遍しかあらへんけども、そのときには来てもらう運転手さんというのにも入るわけですね、この数に。

○分科会長（浅田 徹） 石田課長。

○都市整備課長（石田 敦史） その場合、例えば市外から雇われ、市外の方がもしもおられる場合は、基本的には市内の運転手というふうにご理解いただけたらと思います。

○委員（村岡 峰男） そんなこと書いてあらへん。事業所が市内であって、運転手さんは。

○分科会長（浅田 徹） 石田課長。

○都市整備課長（石田 敦史） 失礼しました。その市内の事業所が雇用しているというふうなことで、訂正させていただきたいと思います。それが市外の方であっても、その事業所が市内にあればというふうなことでご理解ください。おわびして、訂正いたします。

○分科会長（浅田 徹） 村岡委員。

○委員（村岡 峰男） 確認させて、いわゆる登録されている運転手さんの数と、登録する運転手さんが5人だったら5人分、10人だったら10人かということですね。

○分科会長（浅田 徹） じゃあ、この公共交通の関係で関連してございましたら、公共交通、バス、タクシー。

椿野委員。

○委員（椿野 仁司） さっき質問したら、市長は代行は人ではなくて車をもって言ってたんだけど、でも、空の車を運ぶだけじゃなくて、人間も一緒に運んどるわけだから、代行車では運んでなくても、基本的に代行する車で運んでるわけですね。何かさっきの、人は運ばずに物を運んどるんだって言ったの、ちょっと私は気に障ったんだけど。それはいいんだけど。

公共交通のこういう状況の中で、公共とは言わないけども、でも、やっぱり大きな痛手だと思いますよ、代行なんかは特に。そういったら切りがないけどね、部長な、これな。支援策に入っていないって言えばな。だから、バスは動かないから、タクシーが動かないから、じゃあ、代行はって、代行も動けない。この中には含まれてないけれども、ちょっとそれは意見として言っときましょう。

あとは、バスに対してなんだけど、観光バスは全く動いてないと、これも当然、観光バスですね。普通の定期バスの場合は国の補助金があるけど、これ、観光バスでしょうかね、タクシーなんか、全く観光がないからこういうの出すでしょう。そしたら、旅行エージェントなんかも全くこれしないの。この辺もう全く支援策がない現状。持続化給付金しか出ないようなことですね。その辺は、これとこれとは関係ないんで、ちょっと今、意見だけ。もしも時間があれば、また聞きます。

以上、いいですよ、ほか行ってください。

○分科会長（浅田 徹） 当局から質疑に絞ってお願いしたい。

○委員（椿野 仁司） だから、今言ったとおりでいいです。後で時間があれば。

○分科会長（浅田 徹） 公共交通の関係、どうでしょうか、質疑。

じゃあ、進めていきまして、その他、それ以外に何か、これだけは確認しときたいことがございまし

たら。

青山委員。

○委員（青山 憲司） さっきのSTAY豊岡とEAT豊岡にも関連するんでしょうけども、今回、コロナ対策をする、事業所に5万円の上限で出されるんですけども、先ほどの話ですと、ガイドラインができる、市内全域に広がるのは7月のこと。今のGo Toキャンペーンがたしか8月か9月って言っとられましたね。すると、今のガイドラインができて、そういったコロナ対策の機器だとか設備だとか、あるいは対応が市内全域に広がるのは7月、早くても7月か8月になると思われるんですが、それまでにあれを使おうと思ったら、期間があまりにも短過ぎるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りは、今の制度そのものをもう少し期間を延ばすとかいうふうな考えていうのはならんのですかね。城崎なんかは早いとは思うんですけどね、割と。

○分科会長（浅田 徹） 谷口課長。

○大交流課長（谷口 雄彦） 今、この5万円の制度につきましては、窓口が3つありまして、宿泊施設が対象の場合は大交流課、飲食店が対象の場合には環境経済課、その他の場合は生活環境課ということで、この補助制度とSTAY豊岡、EAT豊岡は直接関係、密接に関連はしてはしますが、その期間しか受けられませんよということではなくて、STAY豊岡はSTAY豊岡で6月、7月を想定してはしますが、5万円の補助金については、4月に遡って10月ぐらいまでということで、補助の対象を設けてますので、STAY豊岡の期間しか受けられないということじゃないということが一つあります。

それから、今つくってますガイドラインっていうのは、こういったことをきちっとやりましょうとか、お客様をお迎えをしたときにこうしましょうとかっていうオペレーションのことが多くて、当然、ガイドラインがあろうとなかろうと、各施設が例えばパーティションだとか消毒器を置かれるというのはガイドラインができることできないこととは別のこととして、それぞれが対応されるものだという

ふうに思っていて、ガイドラインに基づいてするというか、ガイドラインがなければできないということではないというふうに思います。

○分科会長（浅田 徹） 小林部参事。

○環境経済部参事（小林 辰美） ガイドラインにつきましては、今回、地域でまとめてつくろうということで予算化しておりますが、業種ごとの既に出ておまして、旅館業だとか、それから小売店とかっていうの、それぞれにまた、別のガイドラインがそれぞれの業界団体でつくっておりますので、まずはそちらに合わせていただくということから始めていただいて、地域は地域でも重ねてやってますよということでアピールして、より安全な地域だということをアピールしていきたいという思いがあるということなので、若干、それぞれのタイムラグがございしますが、既にガイドライン全くないわけではないということなので、今あるものに合わせて、まずはやっていただくと。それから、既にもうそういうことを報道とかされてますので、既にもう対策されてる方も、要綱で4月1日に遡ってですので、もう既に対策されてる方も対象になるというふうにご理解いただけたらと思います。

○分科会長（浅田 徹） ちょっと暫時、関連、今の。どうぞ。

○委員（青山 憲司） 4月からされてる事業者さんもあると思うんですが、例えば設備というんか、物が不足している状態の中で整備をされておられる、されてない事業者の方もあると思うんですが、こういう事業を活用するときに、そういったコロナ対策の設備が整ってない状態の中でこういったSTAY豊岡に加盟というのか、利用される、お客さんが来られる可能性もあるということなんですよ。だから、その辺りのチェックだとか、あるいは指導だとか、その辺をどういうふうに考えておられるのかなというのはちょっとお聞かせ願えますか。

○分科会長（浅田 徹） 谷口課長。

○大交流課長（谷口 雄彦） STAY豊岡に参加いただく宿泊施設については公募させていただいて、手挙げ方式ということでお願いしようと思ってい

ます。そのときに、参加申込書というのをを出していただくのと併せて、感染症対策をしていますとか、そうした誓約書的なものと一緒に併せて出していただくようにしようというふうに考えています。

○分科会長（浅田 徹） ちょっと暫時休憩。

午後 1 時 5 2 分休憩

午後 1 時 5 8 分再開

○分科会長（浅田 徹） 再開をします。

ほかに何かございました。

松井委員。

○委員（松井 正志） 本会議でない、全体会の委員会でも説明あったんですけども、EAT豊岡のスキームなんですけども、商工会議所、商工会と、それから、もう一つは郵便局なんですけども、郵便局の役割ってというのはどういう範囲でどういうふうな形で、お金がどう入ってどう出ていくかっちゃう、ちょっと簡単に教えていただけますか。

○分科会長（浅田 徹） 午菴課長。

○環境経済課長（午菴 晴喜） まず、郵便局の役割でございますけども、郵便局では券を市民の方に販売をしていただくという、その分野を担っていただきたいなというふうに考えております。ちなみに、商工会議所、商工会の商工関係の団体につきましては、店の募集ですとか、あとは実際の換金、金融機関と最終的に換金業務とかが出てきますので、そういったところを担っていただくのかなと思います。

全体の流れといたしましては、利用者の方は、まず、郵便局で券を買います。郵便局は売上代金、流れる的にはそれが市に来るんですけど、市は業務委託で最初に商工会議所、商工団体様に金額、委託業務しておりますので、券を買って、買った方は、今度はお店で使われます。お店で使われたものは金融機関に行って、金融機関から商工団体に換金の業務が出てくるみたいなサイクルで金額、現金が動いていくというふうなことに立てつけは、プレミアム商品券のときと同じような流れを考えております。

○分科会長（浅田 徹） 松井委員。

○委員（松井 正志） 飲食店はどこ関係が出てく

る、金融機関。

○分科会長（浅田 徹） 午菴課長。

○環境経済課長（午菴 晴喜） おっしゃるとおりです。飲食店は金融機関と換金の業務が出てくると、券を持っていったお金を頂くというか。

○分科会長（浅田 徹） 松井委員。

○委員（松井 正志） 最終的に使用された方というのは、お金を払って券を持っていますんで、券を飲食店に渡して、その代金を支払う。飲食店の方はその券を金融機関に持っていった、お金と交換する。金融機関はどっからお金が入ってくるんですか。

○分科会長（浅田 徹） 午菴課長。

○環境経済課長（午菴 晴喜） 金融機関さんは最終的に商工団体さんに券を持ち込んでいただいて、そこで最終的な換金といいますか、そういった流れを考えております。

○委員（松井 正志） 商工団体は郵便局からお金もらうのか。

○環境経済課長（午菴 晴喜） 市から。

○委員（松井 正志） 郵便局がしないといけんのか。

○分科会長（浅田 徹） 午菴課長。

○環境経済課長（午菴 晴喜） 商工団体様には、先ほどの質問でもあったように、例えば今回でしたら2億円の分、委託料の中に込みしておりますので、それを最初に、最初いうか、市から商工団体様に渡すと。それを原資にいただいて、金額を動かさせていただくという流れでございます。

○委員（松井 正志） 分かった。いいです。

○分科会長（浅田 徹） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 今のEAT豊岡に帰っちゃうんですけど、以前、今回の4万セットの目標枚数っていうんか、発行数の設定の方法っていうんか、根拠をちょっと聞きたいな思ったんですけど、以前、この市内でまちバルがありましたね。あのときに今の原価よりちょっと安めの券で購入して行ったことがあるんですけど、そのまちバルの発行件数というのはどれぐらいだったか覚えておられますか。あのときも相当出たはあったと思うんですけど、4万セットも出とったかどうかちょっと記憶ないんで

すけど。やっぱりそういう事例を参考にこの4万セットを出されたのかなと思ったんですけど、この4万セットっていうのは、何か発行される根拠というのは何があるんですか。

○委員（村岡 峰男） 50%や、市民の50%。

○委員（青山 憲司） そんな単純なもの。

○分科会長（浅田 徹） 坂本部長。

○環境経済部長（坂本 成彦） はっきりというのは難しいんですけど、考え方は2つぐらいありまして、1つは3万3,000世帯という豊岡市の世帯がありますので、全て行き渡るとして、それ以上に確保しておきたいというのが1つの考え方。もう一つは、やっぱり予算規模ということで、これは増えれば増えるほど予算大きくなってきますので、第1弾という言い方が適切かどうか分からないですけど、まず最初予算化するのはこのぐらいの、2億円ぐらいをめどにするのかなというのがありました。この2つだろうと思ってます。

○分科会長（浅田 徹） 青山委員。

○委員（青山 憲司） 4万セットということは、例えばよく使われる人はその辺のメリットがあると思うんですけども、例えば村部の方なんかはなかなか使い勝手が悪くなってくるといふふうに思うんで、高齢者の村部に住まわれている高齢者の方だとか、そういった人にはこういったチケットを手にしたたり、あるいは食べに行くっていう機会がなかなかこの期間だけにしてしまうと限られてくるんじゃないかなというふうに思うんで、さっき言っとった代行の話もそうなんですけども、何かそういった高齢者の方でもこういったものが、出前だとか、今のウーバーイーツみたいなもんもあるんで、そういうことにも使えるような方法をぜひ考えてあげて、PRをしてあげてほしいなというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○分科会長（浅田 徹） 午菴課長。

○環境経済課長（午菴 晴喜） おっしゃるとおり、高齢者の方についてはなかなか、近くにお店がありますと行きやすいですが、ない場合というのは想定されるとは思います。そんな中で、飲食店につきま

しては、今回、お店で食べていただくっていうことでこの取組を始めておりますので、原則はお店に行ってくださいことにはなるんですが、テイクアウトの専門店でないお店につきましては、持っていったらというようにすることも可能な部分がありますので、そういったところで、ご高齢の方といいますか、直接店に行きにくいという場合は活用いただければと思います。

○分科会長（浅田 徹） 青山委員。

○委員（青山 憲司） ですから、そういう今の行きにくい、出にくい高齢者にもこういったサービスが行き渡るような方法を考えてほしいなというふうに思うんです。でないと、そういうお店が近くにあるって出かけてって食べれる人は、こういうあれは無制限に使えるわけですよ。ところが、村部に、村部の場合はなかなかウーバーイーツっちゃうの難しいと思うんですけども、やっぱり高齢者の方にも配慮した、そういう出にくい方、出て行って感染リスクもあるわけですから、そういう人が使えるようなシステムをやっぱり考えてあげないと、公平性ということを考えれば、そういう環境に近い方は十分、その効果っていうんか、あれは得られ、メリットはあるんですけどもね。だから、その辺をちょっとぜひ当局として、その辺りを考えていただきたい。今後も出てくると思いますんで、こういうのは。その中でも結構ですんで、それはお願いしたいと思います。

○委員（村岡 峰男） 要は弁当やな。

○委員（青山 憲司） 弁当でもね。

○委員（村岡 峰男） 特に家で弁当。

○分科会長（浅田 徹） ちょっとまずは暫時休憩。

午後2時07分休憩

午後2時11分再開

○分科会長（浅田 徹） 休憩前に引き続き、この辺で質疑は打ち切ってもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（浅田 徹） それでは、質疑打ち切ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（浅田 徹） 討論は打ち切ります。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（浅田 徹） ご異議なしと認めます。よって、第90号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、以上で当分科会に分担されました議案の審査は終わりました。

この際、当局の皆さんのほうから何か委員のほうにご発言とかありましたら。

○委員（椿野 仁司） 私が発言してもいいですか、その他。今あらへんみたいだし。

○分科会長（浅田 徹） その他という、委員の皆さんからございますか。

○委員（椿野 仁司） 今、本当に忙しい、毎日、相談受けて、申告、申請したりというのは大変だと思うので、あまり屋上屋に仕事増やすつもりはないんだけど、ここにも載つとるように、第1号から第4号までの概要って出てるわけですよ、6号は当然あれだけど。これの中で結局、既にもう終わったことと、それから、まだ申請中だとか、今、まだ手がつけてませんっていうようなところがあると思いますね。次の委員会、常任委員会あるわけで、それまでにはちょっと整理してもらって、また、報告をお願いしたいというふうに思いますんで、その点、よろしくお願いします。

委員長、その点、よろしくお願いします。

○分科会長（浅田 徹） はい、了解しました。

○委員（青山 憲司） 委員長、ちょっと1点だけ、1点お願い、よろしい。

○分科会長（浅田 徹） はいはい。

○委員（青山 憲司） 今回の今の城崎のガイドラインっていうのがあれば、ちょっと参考までに見せていただきたいんで、委員の全員に配ってもらうようにお願いします。

○分科会長（浅田 徹） はい、了解しました。

今の件、まだ、それはたたく、原案っていうんか。

○委員（椿野 仁司） いやいや、今日。

○分科会長（浅田 徹） 第1案の、これからちょっともんでっていう、委託してるという格好だね。

○環境経済部参事（小林 辰美） 今から随時修正が、開示して。

○分科会長（浅田 徹） 予算がついて、そういう外部に見てもらう。その素案みたいなものだね、地元案というんか、原案というんか。

○環境経済部参事（小林 辰美） 正式なものですけど、どんどんバージョンアップしていこうと、状況に応じて。

○分科会長（浅田 徹） うん、出せますわな。

○環境経済部参事（小林 辰美） はい。

○分科会長（浅田 徹） そしたら、議会中に出せるんだったら、もうすぐデータベースにでも、この。

○環境経済部参事（小林 辰美） 今日10時に記者会見されてまして、当然、外には。

○分科会長（浅田 徹） それぞれ、じゃあ、議員のほうによろしく願いいたします。

それでは、当局の皆さんにつきましては、これで退席していただいて結構でございます。本当にお疲れさまでした。頑張ってください。ありがとうございます。

それでは、あまり時間ありませんけども、審査等につきましての今回の分科会における意見、要望について、ご発言があれば、結構ご意見もあったわけですけども、その辺の取りまとめ、これだけはちょっとつけたいとか、今日、もうこれ結審する分でございますので。

○委員（椿野 仁司） まだまだようけ、これからせんならんことがようけあるでな。

○委員（村岡 峰男） 今回の補正予算の中身そのものではないんですが、最初に僕が言った議会の在り方、審議のね。今日、予算書が出て、今日結審するっちゃうのは、とんでもなくタイトというんか、本当。

○分科会長（浅田 徹） 暫時休憩します。

午後2時15分休憩

午後2時22分再開

○分科会長（浅田 徹） それでは、休憩前に戻します。

それでは、先ほど申しましたように、分科会報告につきましては、正副分科会長にご一任を願いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（浅田 徹） それでは、異議がないようですので、正副分科会長にご一任ということで、そのほかに何か、皆さんのほうからはございませんか。

先ほども聞いておりましたが、いろんな、2点、これをきっちりそういう資料等は頂くというふうなことで、これはもう厳命したいと思います。

○委員（青山 憲司） よろしいか。もう時間ですか。

議運のほうで今、管外視察はもう完全に自粛というふうにお聞きしたんですけども、これはこの年度を通してもう自粛するという考え方ですか。

○分科会長（浅田 徹） 年度、取りあえず10月いっぱいというんか、この、どういいますか、だから、会派云々というのは、取りあえずこの10月まではもう時期がということで。

○委員（青山 憲司） 委員会としては自粛すると。

○分科会長（浅田 徹） だから、会派で云々というのは、また、これの別の話。

○委員（青山 憲司） 会派はね。

○分科会長（浅田 徹） 取りあえず今、今期のこの、ですから、10月いっぱいといいますかね。

○委員（青山 憲司） 今後、今の、7月、8月になって、今回みたいに各自治体がこういう観光だとか、いろんなところで活発に誘致合戦を繰り広げていても、委員会としてはもう視察をしないという、もうその方向で決定ということやな。

○分科会長（浅田 徹） その方向で、取りあえず委員会、まず、そうですね、常任委員会としてはそのほうが、行き来も含め、まだそういう状況じゃないし、行くというのも、やっぱり向こうの受入れ側

のというふうなことが。

それでは、これで建設経済分科会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後2時25分閉会
